

諮問庁：警察庁長官

諮問日：平成29年10月27日（平成29年（行情）諮問第417号）

答申日：平成30年1月12日（平成29年度（行情）答申第409号）

事件名：「「警察庁におけるワークライフバランス等の推進のための取組計画」の策定について（通達）」の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「『警察庁におけるワークライフバランス等の推進のための取組計画』の策定について（通達）（平成28年4月1日付け警察庁丁人発第227号，丁総発第246号，丁給厚発第130号）」（以下「本件対象文書」という。）につき，その一部を不開示とした決定は，妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し，平成29年7月5日付け平29警察庁甲情公発第111-2号により警察庁長官（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について，その取消しを求める。

2 審査請求の理由

法5条1号，4号及び6号に該当しない。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求に係る行政文書開示請求について

原処分に係る本件開示請求において，審査請求人は，「情報公開室職員の有給取得の目標が記載されている文書 H28年度」の開示を求めている。

2 原処分について

処分庁は，本件開示請求に係る対象文書として，「『警視庁におけるワークライフバランス等の推進のための取組計画』の策定について（通達）」（平成28年4月1日付け警察庁丁人発第227号，丁総発第246号，丁給厚発第130号。）（本件対象文書）を特定した。

本件対象文書のうち，慣行として公にされていない警察職員の氏名については，法5条1号及び4号に，警察電話の内線番号については，法5条6号に，それぞれ該当することから，当該部分を不開示とする一部開示決定を行い，行政文書開示決定通知書（平成29年7月5日付け平29警察庁甲情公発第111-2号）により，審査請求人に通知した。

3 審査請求人の主張について

審査請求人は、不開示とされた部分は法5条1号、4号及び6号に該当しない旨を主張している。

4 原処分の妥当性について

(1) 本件対象文書について

本件対象文書は、「警察庁におけるワークライフバランス等の推進のための取組計画」に関する通達であり、同取組計画の「第4 女性職員活躍とワークライフバランス等の推進のための措置」中1(2)ウにおいて休暇の取得促進等について定められている。

庁内に保存されている行政文書の検索を行ったところ、本件対象文書のほか、警察庁長官官房総務課情報公開・個人情報保護室の職員の有給取得の目標について記載された行政文書はないことから、本件開示請求に係る対象文書として、本件対象文書を特定したものである。

(2) 不開示とした部分について

ア 法5条1号の該当性について

法5条1号は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」について、同号イからハまでに掲げる情報を除き、不開示情報として規定している。

不開示とした部分には、慣行として公にされていない警察職員の氏名が記載されており、これは、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、法5条1号イからハまでのいずれにも該当しないことから、法5条1号に該当する。

イ 法5条4号の該当性について

法5条4号は、「公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報」を不開示情報として規定している。

不開示とした部分は、慣行として公にされていない警察職員の氏名が記載されており、これは、公にすれば、当該職員に関する具体的な情報が明らかとなり、テロ等の犯罪行為を企図する勢力が攻撃対象を分析することに利用され、職員に危害を加えられるおそれがある

ると認められることから、法5条4号に該当する。

ウ 法5条6号の該当性について

法5条6号は、「国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を不開示情報として規定している。

不開示とした部分には、一般には公表されていない警察電話の内線番号が記載されており、これは、公にすれば、事務妨害等を目的とした外部からの架電により、警察内部及び行政機関との連絡に関する事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、法5条6号に該当する。

5 結語

以上のとおり、本件対象文書について、その一部を法5条1号、4号及び6号に該当するとして不開示とした原処分は、妥当なものである。

よって、諮問庁としては、本件について原処分維持が適当と考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|---------------|---------------|
| ① 平成29年10月27日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年11月14日 | 審議 |
| ④ 同年12月19日 | 本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑤ 平成30年1月10日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、警察庁におけるワークライフバランス等の推進のための取組計画を定めた通達であり、同通達において、休暇の取得促進等についても定められている。

審査請求人は、原処分の取消しを求めており、諮問庁は、本件対象文書の一部が法5条1号、4号及び6号に該当するとして不開示とした原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果に基づき、本件対象文書の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示情報該当性について

(1) 警察庁の警部の姓について

本件対象文書の1ページ目の不開示部分の左側には、警察庁の警部の姓が記載されている。

ア 当該部分の不開示情報該当性について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から、不開示とされた警察庁の警

部の姓について、警察庁においては、警部及び同相当職以下の職にある警察庁職員の氏名を公表しておらず、当該職員の氏名が公になると、これを手掛かりとして、犯罪等を企図する集団等の反社会的勢力が、何らかの有益な情報を得ようとする、又は犯罪組織等にとって都合の悪い施策や法案の企画・立案を妨害するため接近、懐柔しようとするのが考えられるほか、当該職員がこれを拒絶すれば、当該職員本人への攻撃はもちろん、その家族への攻撃や報復が予想されるなど、個人の権利利益が侵害されるとともに、警察業務に支障を及ぼすおそれがあり、当該職員の氏名は、公にすることにより、犯罪の予防鎮圧又は捜査、その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとの説明があった。

イ 警察業務の特殊性に鑑みれば、諮問庁の上記アの説明に特段不自然、不合理な点は認められず、当該警部の姓を公にすることにより、犯罪等を企図する集団等の反社会的勢力によって当該職員が特定され、当該警部本人及びその家族が嫌がらせや攻撃の対象にされたり、又は直接若しくは間接の不当な接触等により様々な懐柔、干渉を加えられ、警察活動の妨害が行われるなど、その業務に支障を来すおそれを否定できない。

ウ したがって、当該部分は、これを公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条4号に該当し、同条1号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(2) 警察電話の内線番号について

本件対象文書の1ページ目の不開示部分の右側には、警察電話の内線番号が記載されている。

当該内線番号は、公表されておらず、これを公にすれば、いたずらや偽計等に使用され、警察庁が必要とする緊急の連絡や部外との連絡に支障を来すなど、国の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるので、法5条6号柱書きに該当し、不開示とすることが妥当である。

3 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号、4号及び6号に該当するとして不開示とした決定については、不開示とされた部分は、同条4号及び6号柱書きに該当すると認められるので、同条1号について判断するまでもなく、妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子、委員 池田綾子、委員 中川丈久